

宿泊約款

改正 令和4年9月 28日

(適用範囲)

第1条

- 1.当旅館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2.当旅館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

- 1.当旅館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当旅館に申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
 - (4) その他、当旅館が必要と認める事項
- 2.宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当旅館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

- 1.宿泊契約は、当旅館が前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当旅館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2.前項の規定により宿泊契約が成立したときは、団体旅行者（10名様以上）に関しては基本宿泊料を当旅館が指定する日までにお支払いいただきます。

(宿泊契約締結の拒否)

第4条

- 1.当旅館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条、第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。
 - ハ. 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
 - (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (6) 宿泊しようとする者が、伝染性の疾病であると明らかに認められるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められとき。
 - (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(当旅館の契約解除権)

第5条

1.当旅館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

(1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

(2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。

イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの

(3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(4) 宿泊客が伝染病者および指定感染症者、濃厚接触者であると明らかに認められるとき。

(5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

(6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

(7) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当旅館が定める利用規則の禁止事項

(火災予防上必要なものに限る。) に従わないとき。

2.当旅館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 6 条

1.宿泊客は、宿泊日当日、当旅館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所

(2) 外国人にあつては、氏名、住所、合わせて宿泊者全員の旅券のコピーを取らせて頂きます。

(3) 出発日及び出発予定時刻

(4) その他当旅館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第 7 条

1.宿泊客が当旅館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 11 時までとします。

ただし、連続して宿泊する場合（同室）においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 1 時間までは、室料相当額の 10%

(利用規則の遵守)

第 8 条

1.宿泊客は、当旅館内においては、当旅館が定めて掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 9 条

1. 当旅館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は客室内の館内案内等でも御案内しております。

(1) フロントサービス時間:

1.フロントサービス 7:00-22:00

(2) お食事処サービス時間

1. 朝食 基本 8:00 ※9:00 最終

2. 夕食 基本 18:00 ※19:00 最終

(3) 施設時間:

- イ. フリーラウンジ 15:00-17:00 ※セルフサービス
- ロ. ライブラリー 15:00-22:00
- ハ. 貸切温泉 15:00-23:00 (※オンザヒル 22:00) / 7:00-10:00

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することもございます。その場合には、適宜お知らせします。

(料金の支払い)

第 10 条

1. 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当旅館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当旅館が請求した時、フロント又は事前決済にて行っていただきます。
2. 当旅館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、キャンセルポリシーに則り、お支払いいただきます。

(当旅館の責任)

第 11 条

1. 当旅館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当旅館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当旅館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 12 条

1. 当旅館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、事前に又はご到着時に宿泊客の了解を得て、できる限り同等の客室又は同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額（宿泊代金同等）の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当旅館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 13 条

宿泊客が、当旅館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品を客室内金庫にお入れいただいていない場合については一切の責任を負いかねます。当旅館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当旅館は、その損害を 1 万円を上限に賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当旅館に故意又は重大な過失がある場合を除き、当旅館は責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。又は客室内に事前に保管させていただきます。但し、保管において故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いかねます。宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当旅館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当旅館は、当該所有者に連絡をし、またその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含み 14 日間保管し、その後は当旅館にて処分をします。

(駐車場の責任)

第 15 条

1. 宿泊客が当旅館の駐車場をご利用になる場合、当旅館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任を負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当旅館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 16 条

1. 宿泊客の故意又は過失により当旅館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当旅館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客又は同伴のペットが客室内備品の破損及びクリーニングが必要とする汚れや損傷をさせ、それを確認できた場合はチェックアウト後であっても当旅館に対し、その損害を賠償して頂きます。
- 3.

別表第 1 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料 (及び室料 + 朝食等の飲食料))
	追加料金	② 追加飲食 (①に含まれるものを除く) ③ 売店商品
	税金	イ 消費税 ロ 入湯税(150円)

備考

1. 基本宿泊料は 掲示する料金表によります。
2. 子供料金は小学生以下に適用し、大人料金の 70% (10 歳-12 歳) 大人に準じる食事と寝具等を提供、大人料金の 50% (就学 6 歳-9 歳) 子供用食事と寝具を提供、寝具及び食事を提供しない幼児については、料金はいただきません。但しアメニティ寝具、食事など必要に応じ、別途料金を頂きます。

別表第 2 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知を受けた日		不泊	当日	前日	8 日前	14 日前
一般	9名まで	100%	100%	50%	30%	30%
団体	10~38名まで	100%	100%	50%	30%	30%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対するキャンセル料の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)のキャンセル料を収受します。
3. 団体客(10 名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 14 日前より違約金を頂きます。
4. お電話での予約についても、14 日前よりキャンセル料を頂きます。
5. お客様のご都合によるキャンセル、ご予約内容の変更はご予約が完了した時点より、いかなる理由にかかわらず当旅館のキャンセルポリシーに則りご請求をさせていただきます。但し自然災害での飛行機、船の欠航につきましては欠航証明書、弔事においてもそれを証明できるもの、感染症

(1類から3類及び新型インフルエンザ等感染症 ※新型コロナウイルス感染症)などの病気で宿泊が困難になった場合は、診断書をご提示いただいたのちキャンセル料の免除とする場合もございます。尚、お日にちにより全額又は一部をご請求させていただきます。キャンセル料はいかなる場合も払い戻しいたしかねます。お日にち等お間違いがないかを十分にご確認の上、ご予約を頂くようお願い致します。

6.キャンセル料の拒否やご連絡が取れない等により、警察、弁護士への介入があった場合には、その特定の方のみの個人情報は法律に伴い開示、提供させていただきます。

第 17 条 (投稿制限)

1. お客様は、以下に掲げる事項・表現・内容を含む当旅館のクチコミをネット又は紙面へ投稿してはならないものとします。

(1)権利の侵害に係る内容

・著作権、商標権、プライバシー権、名誉等、宿泊施設等及び当旅館を含む第三者の権利を侵害する内容

(2)営利行為及び営業妨害等に係る内容

・営利目的及び商業的な内容並びに商品に関する内容

・宿泊施設等若しくはその他の第三者に対する利益誘導又はそれらの権利若しくは信用を害するおそれのある内容

(3)運営目的から逸脱している内容

・クチコミの対象となる当旅館におけるサービス内容に一切関係のない内容

(4)真実に反する内容

・虚偽又は明らかに事実と反する内容 (軽微な表現の誤りは除きます。)

(5)迷惑行為その他

・法令、公序良俗に反する内容

・犯罪行為に結びつく、又は、犯罪行為を惹起する内容

・選挙活動、政治活動、宗教に関する内容

・不適切な表現、わいせつ・卑猥・グロテスクな表現、他人に不快感を与えるような表現

・他人を威圧・脅迫・誹謗・中傷・嘲笑するような内容

・差別的表現を含む内容

・外部 URL 等が記載されている内容

・その他、掲示することが不適切であると当旅館が判断した内容

2. ネット又は紙面でのクチコミが前項に定める内容を含んでいると当旅館が判断した場合、当旅館は、投稿者の同意なしに、当該クチコミについて非掲載又は削除等の措置を講じます。

第 18 条 (投稿者の責任)

1. 投稿者は、本規約の違反により宿泊施設等、当旅館又は第三者に損害が発生した場合、当該損害の全額 (弁護士費用を含みます。)を賠償するものとします。

2. 投稿者は、本規約の違反、第三者の権利侵害その他クチコミの投稿に関連して第三者からクレーム、請求等をされた場合は、自らの責任と負担において解決するものとし、当旅館に一切迷惑をかけないものとします。